

## 人・農地プランの策定義務化等に関する緊急意見

担い手や農地の受け手不足など、現在、我が国の農業が抱える根本的な問題の解決に向け、国の主体的な役割や取組に期待するものである。

都市自治体においても、昨今、新型コロナウイルス感染症や相次ぐ災害の影響等により、人・農地プランの実質化に向けた地域の話合い等を延期せざるを得ない事態等に見舞われながらも、農地の集積・集約化に向け、限られた人員の中で、同プランの実質化や実行、地域農業の担い手確保などに懸命に取り組んできた。

このような中、農林水産省において、これまで地域が主体となって進めてきた人・農地プランを市町村計画として法定化する方針が打ち出され、同プランを「地域計画」に改めたうえで、その策定を市町村に義務付ける法案の検討が進められている。

人・農地プランが実践の段階に入ったばかりであるにもかかわらず、唐突に現行の仕組みを変え、計画策定を一律に義務付けることは、目下、地域の実情を踏まえ、同プランの実行等にひた向きに取り組んでいる現場に大きな混乱をもたらすとともに、これまでの地方分権改革の取組にも沿わないものであり、強く反対するものである。

また、農地の集約化等を強力に推進するため、「地域計画」の区域内における3分の2以上の農地所有者等の同意を得た場合、農地バンクへの貸付けを市町村が勧告するよう義務付けることが検討されているが、かえって地域に無用な軋轢を生じさせるとともに、地域における円滑な話合いの実施等を妨げる原因にもなりかねないことから、こうした手法の導入にも反対する。

令和4年2月9日

全国市長会

経済委員会委員長

総社市長 片岡 聡 一